

萩藩領の馬産をめぐる

河本 福美

はじめに

かつて馬は牛と並んで農耕や物資輸送等、人々の暮らしを支えた。高度成長期を経て、機械化の進展に伴って次第に姿を消し、今日、身近な場所では見かけなくなつた。

萩藩領の村や町には牛馬がたくさんいた。安永八年（一七七九）から作成されるようになった戸籍帳には、各戸ごとに戸主や家族の性別・生年月日・奉公稼ぎ・養子縁組・婚姻等々による他出などの異動が記されるほか、各戸が所有する田畠（文政八年（一八二五）以降）・牛馬・廻船・漁船も記された。宰判^①とともに惣括が作成され、それらの総数がわかる。牛馬については、文政以降、概ね牛は四万四千頭前後、馬は一万七千頭前後で推移している^②。

このほかに、萩藩および家臣の持馬がいた。一定の禄高を持

つ家臣は、軍役として馬を所有する義務があつた。馬持通と呼ばれ、藩政初期の規定では、二〇〇石取の家臣は最低馬一疋を所有することになつていた^③。馬一疋を維持するためには、飼料をはじめ日々の世話が必要であり、また鞍や銜などの馬装具も必要で、その経費は家臣にとつてかなりの負担となつた。また寿命がくれば、新たに馬を入手しなくてはならず、これも経済的負担となつた。

萩藩は財政の悪化により正保三年（一六四六）に仕組を実施し、二歩減といつて家臣の知行二割を上知した^④。分限帳では、それまでの二〇〇石は二六〇石と記された。一疋の馬を所有することを課せられた家臣にとつては、さらに厳しい条件となつたようだ。そこで萩藩の上層部は、飼料を補助する代わりに一六〇石の家臣に馬を所有することを求めた^⑤。

この最低基準の知行に達していない家臣のなかには、馬の喰（はみ、飼料）の支給があれば馬を持ちたいと希望するものが

いた。「弓馬の道」という言葉もあるように、武士として本来あるべき姿を希求したものと思われる⁵⁾。

ところで、当時、どのようにして馬を入手したのであるうか。萩藩は南部藩・津軽藩ほか東北の諸藩や薩摩藩などと違つて馬産は盛んではなかった。領内で馬産が行われていないのであれば、他領から購入するほかはない。例えば、明暦年間に馬の購入のため、九州へ馬喰とともに派遣された馬買検使が提出した起請文が伝わっている⁶⁾。地名の記載がないので詳細は不明だが、地理的に近い九州で馬を補充していたことはわかる。

また天保十四年(一八四三)に行われた羽賀台大操練での動員は総計一万三千九六三人・馬五三四疋で、馬については、乗馬三二疋・小荷駄馬三二疋疋であった⁷⁾。このとき、馬の購入のため九州へ使者を派遣している。

此度操練被仰付候付而者、武役之面々近年所帯辺難渋ニ付馬不足之様ニ相見候、依之御世話を以九州辺ニおみて凡拾兩位之乗馬五拾疋程御買入被仰付、追々持馬手放、此節持合不仕面々江御心入を以御売渡被仰付候事

但向後之処も一旦御世話を以御買入被仰付候事ニ付、
馬持続候様被仰付候事

右の書付によると、大組のうち難渋によつて馬が持てない者

のために、藩が資金を出して九州で乗馬五〇疋を購入し、それを難渋の家臣へ売り渡したことがわかる⁸⁾。

以下、萩藩が行つた馬産に関して若干の考察を試みるものである。萩藩の当該分野の研究はあまり進んでおらず、小稿が今後の研究の契機になればと思う。

一 『日本馬政史』の「萩藩の牧場設置」について

昭和三年(一九二八)刊行の『日本馬政史 第三卷』⁹⁾を見ると、幕藩政下の馬事行政について、幕府および仙台藩・南部藩・津軽藩・薩摩藩・松江藩・島原藩の馬政機関について触れたのち、幕府・南部藩・津軽藩・水戸藩・薩摩藩の牧場に関する記述に続けて、「附記」として次の文章が掲載されている。目次には「萩藩の牧場設置」とある。

山口県長門国美祢郡赤村居住士族中村内蔵之丞ハ平素産馬業ニ焦慮スルモノニシテ、本村産馬ノ基礎ヲナセリ、其始寛政十一年六月牧場ノ業ヲ起サント欲シ、藩王治親公へ胤馬数頭ノ貸下ヲ請フテ、同志十五名ト協議シ創メテ牧ヲ試ム、文化三年時ノ藩主齊元公へ試牧以來ノ実況ヲ具申セシニ、其奇特ト生育上ノ尽力ヲ賞セラル、同五年厩牧ヲ開

設シ人民私有ノ牝馬四十五頭へ交尾セシメ、一層蕃殖ヲナサシム、同六年大津・阿武ノ兩郡へモマタ本郡赤村ノ如キモノヲ設置シ、同九年ニ至リ八十八頭ノ交尾ヲナサシム、同十一年周防国佐波郡塩合村ニ及ボシ、各処ニ世話役数名ヲ派遣シ以テ奨励ス、同十二年卒ニ本郡赤村字雷台ニ一大牧場ヲ設置シ、尚牝馬買入トシテ世話人四名ヲ九州地方へ遣シ良馬若干ヲ購入セシム、同十三年本郡赤村字八窪へ第二牧場ヲ設ク、同年本郡江原・入見・河原ノ三ヶ村へ厩牧ヲ開ク、同十四年嘉万村へ第三牧場ヲ置ク、同年筑後国ヨリ牧畜ニ精妙ナルモノ一名ヲ招聘シ、時々各牧場ニ派シテ其術ヲ教授セシム、前後苦楚ヲ致スコト創業以來卅三年、其間産出スル所ノ馬數凡六千余頭、其産馬ハ他馬ニ異リ尾鬣及蹄等堅牢依テ西国及播備ノ地方之ヲ賞賛シテ長門駒ト称ス、故ニ其価モ頗ル高位ヲ占ム、明治元年廢藩置縣ニ際シ牧場廢止ノ命ヲ蒙ル、然ドモ未ダ地方ニテハ余習ヲ襲続シテ厩牧ヲナシ僅ニ産馬ヲ出スアリ。(牛馬沿革誌―山口県読点と長門駒に付された。は原文のまま掲げた。漢字については、原則として新字体に改めたほか、適宜、中黒・を付した。右の文章は美祢郡の關係者が書いたもので、寛政末年から文化年間にかけて萩藩が美祢郡を中心にくつかの村で馬産を推

萩藩領の馬産をめぐる (河本)

進した結果、「創業以來卅三年」で六千疋を産出したとしている。ただし文中にはいくつかの誤りがある。例えば、「明治元年廢藩置縣」は同四年の誤りである。また、藩主治親と斉元に関する記述は史実に合わない。治親は寛政三年(一七九二)六月に死去し、斉元は文政七年(一八二四)に家督を継いでいる。年代が正しいとすれば、当該時期の藩主はともに斉房である。斉房は、寛政三年に家督を継ぎ、文化六年(一八〇九)二月に死去している。一方、斉房の後継斉熙は、同年四月に藩主になり、文政七年二月に隠居している。藩主を基準にみると斉熙の時代に馬産が積極的に推進されたことになる。

末尾に記された「牛馬沿革誌」という書物は、管見の限り所在が判然としない。右の文章は、「牛馬沿革誌」の中にある山口県に関する記述をそのまま掲載したものか、あるいは一定の整理をして掲載したものか、判断できない。典拠が全く示されていないのが難点である。

土屋貞夫「美祢宰判内の牛馬について」(10)は、美祢郡宰判内の馬産について次のように記している。

赤村在郷武士の中村内蔵丞は産馬の改善を志し、寛政十一年(一七九九)六月、牧馬の計画を藩に願出て種馬數頭を借受け、同志十五名とともに共同放牧を行った。これが

美祿郡産馬改良の基礎となり、山口県での産馬の奨励のはじめとしている。

さらに、文化三年の時、藩主へ試牧以来の成果をもって具申し、藩主から賞をうけた。藩は事業拡張を指令した。

そのため、中村内蔵丞は同五年に別に厩牧(駄屋牧)を開き牧馬四五頭に種付けをした。同六年に大津・阿武地方にも厩牧をひろめて、同九年には藩馬から種付けしたものの八頭、同十年には佐波郡北部にも藩馬を配置し厩牧制で事業を拡張したと云われる。

右の典拠は「美祿郡誌原稿」(11)とされるが、筆者は未だその原本を確認できていない。しかし内容的に『日本馬政史』と酷似しており、『日本馬政史』がこの「美祿郡誌原稿」を参考にした可能性が高いと思われる。

二 文化の御国駒取立までの状況

(1) 享保の馬産調査

文化以前の萩藩が取り組んだ馬産にかかる史料は、管見の限り乏しいが、次の書状に注目したい(12)。

一 筆申入候、各宰判所ニ而生立候駒、乗馬ニ茂相成候様ニ

仕立申儀茂有之候哉、自然左様之所茂有之候ハ、付立被申候様ニとの御事候条、可有其沙汰候、尤各宰判二而生立候駒、乗馬ニ仕立候所無之候ハ、是又其趣可被申出候、為此申入候、恐々謹言

(享保十一年上)
八月廿五日

(駕判後、渡辺亮)
渡辺 小三郎

御代官中

享保十一年(一七二六)八月、裏判役渡辺小三郎が各代官に對して出した指示である(13)。各宰判内で生まれた「駒」(牡馬)を「乗馬」(戦きを想定するので、軍馬と言い換えてもよい)として育成する環境があるかと問うて、もしそうした場所があれば、それらをまとめた「付立」の提出を求めた。またその環境が無い場合は「其趣」つまり馬産をしない現状について報告をあげるよう指示したものである。

渡辺の指示内容を文言通りに解釈すれば、当時、萩藩は領内で行われていた馬産について、詳細かつ正確な情報を持ち合わせていなかったことになる。郡方(郡奉行所)に詳しい情報・記録がないということは、それまで藩領での馬の生産・育成に藩が重きを置いてこなかったのではないかという見方もできる。ともあれ十八世紀初めの萩藩領内には、ある程度の規模で駒を乗馬に育成(仕立)する「牧」などの場所がなかったと考

えられる。この調査の結果と、それを踏まえた萩藩の具体的な対策については不詳である。

(2) 正徳の先大津駒取立

萩藩が馬産に取り組んだ証は、毛利家文庫遠用物近世後期の文書群のなかに見いだせる。具体的には、明和年間（二七六四～七二）に、先大津宰判で行った馬産にかかる史料が伝わっている。そのなかに、正徳年間（二七一～二一六）に向津具村で行われた馬産にかかる報告がある。当時、同村の宮崎与右衛門（庄屋と思われる）へ種馬を預けて、藩が馬産に取り組んだことがわかる（14）。

覚

一 半火与申御馬一匹

但、正徳年中御預ヶ被成候事

一 御馬地下江被差越候節、地下右畔頭并頭百姓萩罷出牽帰候事

一 何之何年二御沙汰相成、何月二地下被差越候哉、年数相分り不

申候事

一 御馬預り之者出萩不仕候事

一 厩之儀ハ、御宰判中職人水役を以、仕調被仰付候事

一 右御馬飼料大豆之儀者、日別壹升五匁充、地下畠方石大豆之内

萩藩領の馬産をめぐる（河本）

を以被立遣候事

一 子馬出生方萩被召出候迄之間、飼大豆日別五匁充、断前二同し

一 母馬飼料大豆日別三匁充、断前同し

但、母馬之儀ハ三疋二而御座候事

一口付之者江日別五匁充之御扶持方米、於地下御米之内を以被立遣候事

一 駒壹疋出生任、萩御取せ被成候事

但、女馬出生任候へハ、持主江被遣候事

一 何ヶ年被差置候哉、年数寛不申、尤御馬之儀者於地下相果候事

右先年向津具村江種馬御預被成、其砌之趣委曲詮義仕申出候様

二との御事承知仕候、右正徳年中宮崎与右衛門江、御預ヶ被成

候節之廉々前書之通二御座候間、此段被成御沙汰可被下候、以

上

この報告は、庄屋松尾利兵衛と同林与左衛門（村名は不詳）が連名で提出したものである。前述した裏判役渡辺の書状の内容と矛盾するが、正徳年間の向津具での馬産について、藩に簡単な記録でも残っていたのであろうか、詳細については先大津宰判の勘場等に報告を求めたようである。右の史料は、それへの先大津宰判からの回答である。向津具村の庄屋元や先大津宰判の勘場に精緻な記録は残っていなかったようだ。ただ断片的な記録や関係

者の記憶・伝承が地元にはあつたものと推定される。

正徳年間、向津具村の宮崎与右衛門へ「螢火」という名の種馬が預けられた。それが「何之何年ニ御沙汰相成、何月ニ地下被差越候哉、年数相分り不申候事」と、何時頃のことか判然としないと報告している。「母馬之儀ハ三疋ニ而」と「螢火」と交配する牝馬は三疋であつた。既は、宰判内の職人の水役で「仕調」とあるように、公儀の役として建てられた。

「螢火」に、飼料として大豆を日別壹升五合宛、生まれた「子馬」には萩へ召し出されるまで大豆日別五合宛、母馬へは大豆日別二合宛、いずれも臍方石大豆から支給するとしている。「口付」(螢火の口取)の者へは日別五合宛の扶持米が、「地下御米」つまり年貢米の中から支給された。繁殖が成果を出して出生した駒(牡馬)は藩が取得したが、女馬は母馬の持主へ与えられた。繁殖の目的は、駒の獲得であり、乗馬として育成することにあつた。螢火が何年置かれたかは「年数寛不申」と正確なことは不明と回答し、同馬は「於地下相果候」と報告している。

この史料には「江戸より御紙」の内容、馬産にかかるとも写されている。

一 於地下種馬望之者有之候ハ、御馬之内意匹御下ケ可被成候間
可申出候事

但、御馬渡切ニ被仰付候間、飼料券も不被下候事

一 あわせ候儀ハ其時節下ニて考、あわせ可申候、尤あわせ候母馬
前方申出候ハ、毛合具欠之役人可被差出候事

一 子馬駒出来候ハ、喰日別五合元可被遣候、若女馬ニ而候へハ
不及沙汰候、馬主江可被遣候事

但、駒ニて候ハ、相成之御買上可被仰付候事

地下で種馬を望む者に「御馬」のうち一疋を「渡切」にする。その際、藩から飼料は出さない。種馬と母馬を「あわせ候儀」(交配)は、地下で考えて行えと指示し、出生の駒(牡馬)には「喰日別五合」を支給するが、女馬には支給しないとされた。そして駒は相応の値段で買い上げ、女馬はその母馬の馬主へ与えられた。これは正徳年間の藩の指示としておく。

藩が馬産で欲していたのは、あくまで駒(牡馬)であり、乗馬あるいは種馬となる馬であつた。そのため、「御馬」つまり藩主の馬を種馬として地下へ預託して交配を行ったのである。

正徳以前にも試みられていた可能性はあるが、現段階では関連史料を見いだせていない。

(3) 明和の先大津駒取立

ここでは、明和年間に行われた先大津宰判での馬産について

検討したい。

申上候事

一御馬老定

大津郡井上村百生

入江五郎兵衛

右種馬トして地下江御預ケ可被仰付之通御沙汰相成候二付、

前書之者江御預ケ被成被遣候様ニと申出候間、此段被仰出可

被下候、以上

子)

二月三日

庄屋

窪井六郎兵衛(印)

大庄屋

藤野治左衛門殿

右前書之通種馬被下遣候様申出候、井上村之儀ハ土地合段宜

敷、其上母馬茂沢山ニ居申儀ニ御座候間、申出之通御預ケ被

仰付被遣候様ニ、宜敷被成御沙汰可被遣候、以上

同日

大庄屋

藤野治左衛門殿

陶山吉右衛門殿

これは、明和五年(二七六八)二月、伊上(いがみ)村庄屋

窪井が同村入江五郎兵衛への種馬の「御預け」を求めた願書で

ある(15)。萩藩が所有する馬を種馬として「地下江御預ケ可被

仰付之通御沙汰相成」とあるように、藩が所有する馬を種馬と

して地下へ預けるといふ沙汰を受けてのことであった。つまり

萩藩領の馬産をめぐる(河本)

萩藩が所有する馬を種馬として地下に預けて馬産を推進しようとしたものである。大庄屋藤野の奥書には、「母馬茂沢山二居」と繁殖の条件が備わっていることが述べられている。

この翌月、萩藩は種馬を「御預」ではなく「渡切」にするとした(16)。「御預」は、他の文書から期限付であったことが知られ、「渡切」ならその種馬を地下で管理して活用できた。

萩藩は少なくとも十八世紀初頭(正徳年間)には、先大津宰判で藩主の馬を地下へ預けて、その村および近隣の牝馬と交配して繁殖を試みていた。明和年間にも先大津宰判で種馬の地下への預託による馬産に取り組んでいたことが確認できる。

明和七年の春、前年に種付した母馬が「駒子」を産んだ。

一筆致啓達候、才判井上村百姓於入江五郎兵衛方ニ、去春月毛御馬江附候河原村百姓平右衛門抱之馬、一昨廿四日駒子出生仕、栗毛之様ニ相見候由ニ御座候、同春鹿毛御馬江附候井上村百姓九郎兵衛抱之馬、昨廿五日駒子出生仕、鹿毛之様ニ相見候通申出、いづれも栗屋丹治方江申達候、右為御届如此御座候、恐惶謹言

三月廿六日

馬来宗兵衛

榎本伊右衛門様(ほか三名略)

この書状は、代官馬来が当職所に宛てたもので、「駒子」の誕

生についての報告である(17)。前年、井上村入江方には、月毛と鹿毛の「御馬」が預けられたようで、右の報告では、月毛馬と交配した河原村平右衛門の母馬が「栗毛」の駒を、鹿毛馬と交配した井上村九郎兵衛の母馬が「鹿毛」の駒を産んだことが記されている。このほか、日付は前後するが、月毛馬と交配した河原村六三郎の馬が「栗毛」の駒を(18)、鹿毛馬と交配した井上村彦作の馬が「鹿毛」の駒(19)をそれぞれ出産したことも報告され、一定の成果が上がっていたことがわかる。

次の史料は、明和七年の春、種馬との交配に応じた地下の牝馬の付立である。伊上村五疋、河原村二疋、新別名村一疋、総計八疋であった(20)。種馬一疋なので種付は順番で行われ、準備ができたところで「入江方物音次第」つまり呼び出しがあれば、「女馬」を入江方へ差し出せとしている。

駒ノ母 覚

一栗毛	貳才	四寸	善左衛門
一鹿毛	七才	貳寸五歩	三郎左衛門
一青毛	五才	三寸	善八
一青毛	六才	三寸	新太郎
一月毛	貳才	五寸	小左衛門

右伊上村之分

一青毛	貳才	貳寸五歩	新兵衛
一栗毛	八才	三寸五歩	幸左衛門

右河原村之分

一青毛	貳才	三寸	藤蔵
-----	----	----	----

右新別名村

以上

右鹿毛御馬先大津入江五郎兵衛方へ、為種馬御下ケ被成候
 二付、名前書之女馬入江方物音次第、差出候様御沙汰可
 被下候、為其得御意候、以上

三月十六日

この付立の「ウワ書」によると、奥番頭栗屋丹治が当職手元役榎本伊右衛門へ宛てたものである。奥番頭は藩主に近侍する役職で「御馬」(藩主の馬)の管理にも関わっていたようだ。

各牝馬について、毛色、馬齢(教え年)、体高(身長)、所有者の記載がある。二歳馬から八歳馬までいた。馬齢の下の記載が馬の体高である。馬の体高は、四尺を基準として表示した。四尺の馬は「尺」といい、それより一寸大きい馬は一寸(ひとき)というように体高を表現したらしい(21)。また史料にある書き方が当時の常識だった(22)。

(4) 駒取立と馬功者について

明和八年になると、次のとおり種馬が伊上村と河原村にそれぞれ一疋ずつ預けられることとなった(23)。入江と久保は、庄屋あるいは大庄屋を務める、地下の有力者であった。

覚

一青雲御馬老疋

先大津伊上村百姓 入江五郎兵衛方江

一前ノ御拝領青毛御馬老疋

同所河原村同 久保平右衛門方江

右之通為種馬御下被成候条、御代官所へ御沙汰之事

一入江・久保方御馬預り中、口付老入前宛日別米式升宛被立下候様、尤来ル廿五日被差越候事

一右種馬見合トして、伊上村入江方江御厩文蔵被差越、河原村久保方江宅野半七被差越候条、半七儀右之趣御沙汰之事

一右両人之者御馬諸入用物其外持参仕、御厩文蔵儀者来廿四日方被差越、宅野半七義者来ル廿五日方被差越候条、人足老入宛往来とも二被立下候様御沙汰之事

一右両人之者両村入江・久保方近辺ニて宿相成候様、御沙汰之事

一伊上村・河原村其外、先達而見合相成候母馬入江・久保方

物首次第牽越候様御沙汰之事

二月廿日

(傍線は筆者による、以下同)

それぞれの種馬には、日別米一升を支給して「口付」(口取)が一人ずつ付けられた。彼らは種馬の日常の世話をしたと考えられる。また種馬それぞれに「見合」として、伊上村入江方には「御厩文蔵」が、河原村久保方には「宅野半七」が派遣された。二人は馬のことに精通し、種付を順調に進めるうえで重要な存在だった。藩は馬産の効率を高めるため、地下任せではなく専門家である「御厩」の関係者を派遣したと考えられる。

「御厩文蔵」については、次の記録がある(24)。

馬飼文蔵御普代御厩之者江被召抱候事

一馬飼文蔵与申者近年江戸方被差下、御厩相勤候処、駒之取立宜、其外御馬之為に相成、別而御用ニ相立候、依之左之通被仰付候段、明和人卯年十月六日之書状を以、御国当職江江戸当役より申遣候事

馬飼
文蔵

右之者事、近年御国被召下、御厩相勤候処、駒之取立宜、其外御馬之為ニ相成、別而御用ニ相立候、依之格別之御沙汰を以、日別老升米五石被下之、新規御厩之者ニ被召抱候事

馬飼文蔵は、江戸藩邸の「御厩」に入入りしていたようで、素生は判然としないが、馬の扱いに慣れ、その育成に長けていたのである。その技量が買われて国元へ派遣されたようだ。そして「御厩」での勤務ぶりとは、先大津宰判の馬産での活躍が評価され、明和八年十月「厩之者」として召し抱えられることが決まった(25)。

また宅野半七については、次の願書が注目される(26)。

寛

一私父七郎右衛門馬中次役拾五才方五拾年余所勤仕候、御先代様九州江度々御馬買得卜して被差越奉遂其節候、御馬病馬之節療治等を茂被仰付、是又奉遂其節候(中略) 過ル酉ノ年七郎右衛門儀不幸仕、直様私江後役被仰付、御厩江入込所勤仕、数多之御諸士中様御引請、殊ニ御馬数老人頭取ニ而者難行届御座候得共、且々只今迄者奉遂其節候、信濃方御引せ被遊候鹿毛之御駒粟屋丹治様御預被遊内、江戸江御登り被遊候付、私江御預ケ、五月七日方同七月十七日迄私乗立被仰付候、近年者於先大津駒御取立被仰付、父馬共被遭候節、先方ニ而母馬等見合劣度々罷越、追々宜御駒茂出生仕、前々御在国之内方栗毛之御駒御預被遊、乗立申内、右之御駒者江戸御引せ被遊候故、又々栗毛之御駒御預

ケ被遊乗立、当春御返上申上候、此外少々宛之御用被仰付候節茂有之候、私身柄之儀前廉者地下一同之宗門等被仰付来候得共、近年者御心入を以御改被遊、地下医同前之格を以老人宗門等被仰付来候、父已来之被為勤功、身柄品能被仰付被遭候様ニ奉願候、此段宜様ニ被仰付被遭候様ニ奉願上候、以上

宅野半七

半七は、父七郎右衛門と自身の勤功を提出して、すでに「凡下」同前の扱いから「地下医同前之格以一人宗門」になつてはいたが、さらなる身分の上昇(「身柄品能被仰付」)を求めて、二代にわたる勤功を書き上げた。

願書冒頭で父七郎右衛門について、「馬中次役」を一五才から五〇年余勤め、「御先代様」(毛利宗広)のとき、九州でたびたび「御馬買得」に派遣され、また御馬の病気を療治したという人物で、のちに「御馬屋頭取」を務めた。

その父の死後、半七も「御厩頭取」を務め、近年は「先大津駒御取立」のため、「父馬(種馬)」とともに現地へ赴き「母馬」に種付を行い、駒を出生させた。このほか「御駒」を預かつて「乗立」を行った。つまり乗馬として使えるよう調教を行ったのであろう。「御厩之者」の一人である半七は、「地下一同之宗

門」であったというように「凡下」（士分ではない、つまり庶民）として位置づけられていたが、馬にかかる功労が認められて「地下医同前之格」になったという。

なお秋藩の給禄帳のうち「無給帳」には、知行を持たない家臣が登載されるが、身分的には士分の者と、足軽や中間などのように「凡下」の家臣がいた。「御厩之者」は足軽である「弓之者」「鉄炮之者」よりさらに下位に位置づけられていた。弓・鉄炮足軽は「何々組何人」という書き方で、個人の名前は記されず、「御厩之者」も同様に総人数が記されるだけで、明和期は総数一〇八人であった（時期により増減がある）。因みに内訳の記載もあり、五石・四石・三石の人数が記される。宅野半七は、安永元年（明和九年（一七七三））に、次のような賞美を受けた（27）。

一 御扶持方式人分
一米式石四斗

当嶋宰判支配
馬医并馬中継

宅野半七

右馬乗方・病馬療養等相心得居候間、格別之御沙汰を以、
身柄一代御雇被成、前書之通被下之、馬医并御馬乗相兼、
無給通り之格ニて被召仕候事

萩藩領の馬産をめぐる（河本）

理由に記されていないが「先大津駒取立」での功績も含まれていたと思われる。肩書には「当嶋宰判支配」とあるように地下人扱いであった。半七の孫にあたる宅野尚衛に関する記録に「無給通御雇、乗形・馬医兼帯善平倅宅野尚衛祖父半七、明和九辰年無給通御雇被召仕候処、寛政二年病死仕候ニ付」（28）とあり、宅野半七が明和九年に「無給通御雇」になったとしているが、その名前は当該時期の無給帳で確認することはできなかった。半七はあくまで「御厩之者」の一人であった（29）。

ここまで萩藩が先大津宰判で行った駒取立を見てきたが、「御馬」即ち藩主の馬を種馬として地下へ預託し、地下の袋馬（牝馬）との交配で出生した「駒」（牡馬）を、藩が買い上げるというものであった。「駒」のうち「乗馬」として使える、質の良い個体を買上げ（30）、それ以外は諸士ほか希望する者へ売却した。当該時期の他宰判での馬産にかかる文書・記録を、今のところ確認できていないが可能性はある。町・村にいた馬は、他領から買い入れたほか、繁殖を行っていたと考えられる。ただ、その具体的な事例を史料上で確認できていない。

藩の馬産は、あくまでも藩主の「御馬」となる「駒」の獲得が主眼であった。ただ「御馬」の候補とならない「駒」は諸士に売却され、女馬はその母馬の馬主が所有することになってい

た。そのなかの一部は、村や町へ流れていったと思われる。

三 御国駒取立について

右に見たように、萩藩は領内で馬産に取り組んでいたことが知られる。それが継続的なものか、単発で行われたものか、にわかには判断できない。しかし寛政末年から文化年間になると、藩は馬産に対して積極的に取り組み始めたようだ。当時「御国駒取立」と呼び、力を注いでいった。

前掲『日本馬政史』「萩藩の牧場設置」がその概略を記しているように、美祢郡宰判赤村での小牧(牧場)二ヶ所の設置により、赤村のみならず、それ以外の場所に対しても「御馬」を種馬として貸渡して、馬産を積極的に推進するようになった。

(1) 文化年間の馬産

次の史料は、三田尻宰判植松村に藩から預けられた種馬の飼料代ほかの算用である(31)。

覚

一 錢貳拾壹匁分五厘貳毛

但、胤馬老足喰大豆西四月朔日方同六月十日迄、大小差

引日數六拾八日、日別古升五合宛にして三斗四升、新升
二して三斗貳升七合八勺六才、升別老升五合五勺替二
て代錢右之辻

(中略、糠・豆の葉・藁の記載あり)

已上百三拾七匁八分八厘五毛

銀二して百八匁分四厘貳毛

但、地下押シ和市百貳文替二して右之辻

右三田尻御才判於植松村二駒子飼立就被仰付候、当西四月
胤馬老足御貸下被仰付、地下滞留申飼料其外共於地下二取
替払付立前書之通ニ御座候間、此辻を以代銀御払下ケ被仰
付被遣候様、此段宜被成御沙汰可被下候、以上

文化十四

庄屋

九月

吉次与左衛門

大庄屋

福田猪兵衛殿

(下略)

『日本馬政史』が記した佐波郡塩合(潮合)村は、植松村内の
小村である。文化十年三月の仕法制定(後述)をうけてのこ
とと考えられるが、種馬は四月一日から六月十日までの期限つ
きで潮合へ預けられた。その間に地下で負担した飼料代等につ
いての藩への請求である。潮合での馬産は以前からの取り組み

であった可能性もあり、検討の余地は残る。萩藩領内の様々な場所でも馬産に取り組む姿も確認できる。

次の奥阿武郡宰判の願書等も文化十年のものである。差出者の小庄屋中野、宛所の小都合庄屋新右衛門とあるので、知行所で動きであることはわかる(32)。

御願申上候事

種添御馬老疋、先月朔日私方江御下渡被仰付、隣村其外追々種添相成申候、然処俄之御沙汰二而、御厩方御馬御牽帰り被仰付候付、添懸之袋馬四拾疋余之分種添半途二候得者地下向及差間申候、其儘被差置候而ハ、無益之儀御座候間、何卒替り之御馬被差下被遣様二与奉存候、此段宜被成御沙汰可被下候、以上

西 四月

小都合庄屋
新右衛門殿

小庄屋
中野新五右衛門

文化十年三月一日に藩の厩方から下げ渡された種馬に対して、近隣の村も含めて多数の袋馬が集まり、「種添」(種付)を進めていたところ、藩の都合で種馬が引き上げられた。「添懸之袋馬四拾疋余之分」と、種付が済んでいない袋馬四〇疋余に代替の種馬を下げ渡してほしいと願ひ出たのである。

萩藩領の馬産をめぐる (河本)

その願書に対して、次のとおり代替の種馬として「若葉」という名の馬が下げ渡されることになった。

御願申上候事

種添御馬被差下候処、御用ニ付先頃御引取り被遊、種添懸り候付、替り御馬御差下被仰付候様、此内度々御願申上仕候処、今日替り御馬御引越被仰付候処、巳ノ春御下渡被仰付候若葉と申荒馬二而御座候、前方種添世話人大怪我仕候付、取悩之世話仕候者無御座候付、何卒外御馬御下渡被仰付候様ニ奉願上候、外二替御馬取悩世話人無御座候付、此度御引取り被仰付候様奉願上候、老日も世話方六つヶ敷荒御馬ニて御座候、此段幾重々茂宜様ニ被成御願出可被下候、已上

小庄屋
中野新五右衛門
小都合庄屋
新右衛門殿

ところが、この馬は「巳ノ春」(文化六年)に一度下げ渡されたことがあり、その際「種添世話人大怪我仕候」つまり種付の世話人が大怪我をしており、「老日も世話方六つヶ敷荒御馬」なので、種馬の変更を願ひ出た。地下で馬の交配を行うとき、「若葉」のような気性の激しい馬の場合、取り扱いは一筋縄ではいかなかったのだろう。

右の二通に続き、出生馬の覚書が記されている。

覚

一 駒子四疋

一 女馬三疋

以上

右奥阿武郡高佐村之内羽月村へ胤馬被差下、袋馬式拾三疋

之内当春出生之届出相成候付、本書御用所差出、吉田権左

衛門へ相渡候事

西五月廿八日

奥阿武郡宰判での馬産は、高佐村の小村である羽月で行われていた。羽月には粟屋丹治の知行所(約一四〇石)があった。

文化六年に荒馬「若葉」が種馬として預けられたとき、地下では取り扱いに難渋したようだが、それ以前から種馬の貸渡が行われていた可能性が高いと思われる。そして同九年には別の種馬によって種付が行われて、駒・女馬合わせて七疋の出生があった。このように文化十年の仕法制定の前から藩内各地に種馬が貸し出されて馬産が行われていたことがわかる。

(2) 小牧設置と馬産

毛利家文庫に「秘府定規 同統編」という記録がある(33)。

そのなかに「御国駒仕立御沙汰物其外廉書」と題する、萩藩が赤村そのほかで行った「御国駒取立」に関する経緯・法令・制度等がまとめられている。次の①～⑥が「目録」(目次)で示されている。この記録は、文政七年(一八一四)八月に赤川九郎左衛門が作成したものである。

① 一 赤村駒仕立発り并初発御沙汰物之事

② 一 小牧取立初発方之趣右江携一件之事

③ 一 諸郡駒仕立并胤馬御貸渡之事

④ 一 差込駒一件之事

⑤ 一 種馬其外御払馬之事

⑥ 一 御国駒取立二付携之人數之事

赤川は「御国駒取立」が始まった翌年、文化十一年(一八一四)に美祿郡代官となり、その後他宰判へ異動があるものの、軸足は駒取立に置いていた。赤川が作成した記録を後に密用方が写し取ったものとみられる。

①で、文化の駒取立仕法までの経緯をまとめていいる。「美祿郡赤村駒育之儀」は、寛政末年頃、赤村に良い種馬がいれば「種添」(種付)をしたいとする意欲があることを直目付大和伊織へ同村在郷の家臣中村内蔵之允が伝えた。それが藩主の聞こところとなり、種馬一疋が下げ渡されることとなった。郡奉

行松野文右衛門が希望者を募ったところ、市左衛門ら三人から申し出があった。文化五年に奥州馬で「千金」という種馬が預けられたが「病馬」となった。そのため、巳年(同六年)には「長堀」という種馬が貸し渡され、それ以来、種馬が増え、馬産が盛んになったと記している。

そして「初発御沙汰物」①として、文化十年三月の仕法があげられている(34)。

種馬被差下ヶ駒御買上仕法之事

一 近年出生駒百日過見分之上御買上被仰付候へ共、当春出生之駒方者追々届出相揃候上、御代官所方役人差出逐見分、毛付相調、尤持主名前旁委敷書記、郡奉行所可被差出候、尤女馬者母馬持主之者江被遣候条、是又見分付立可被差出候、此分者物筋不及聞合、早速於御代官所二被遣候段可有沙汰候事

一 右之駒三才之春ニ至り秋牽出シ見分之上、御用之分ハ左之直段ニして買上被仰付、御用無之分者諸士中江相對売勝手次第被差免候事

一 他国売相願候者者、壹疋ニ付丁錢貳貫文宛被召上、御国中牽出シ免手形可被遣候事

但、切手者於郡奉行所取捌之事

萩藩領の馬産をめぐる(河本)

近年は駒の出生から一〇〇日頃に見分して藩が買い上げるか否かを決めていた。この春から届け出がある程度揃ったところで代官所から役人を派遣し、馬を見分して「毛付」(馬の毛色)や持主の名前などを書き記して郡奉行所へ提出させた。「女馬」は母馬の持主のものとなるが、見分付立を代官所へ提出させた。その後、駒が三才の春に秋へ牽き出し見分のうえ、「御用之分」(藩が必要とする馬)は所定の値段(表1)で買い上げるが、買上対象にならなかった駒は諸士中へ相對売された。他国へ売却したい者は、丁錢二貫文を納めれば許可された。

なお、馬の品位上中下(のち上中の二段階)という評価は、馬形などによって決められたものであろう。

「御馬」として買上対象となっても、実際買上られるのは三才で、「三才迄飼立間のものも可有之、其内御国中者勝手次第

売買被差免候」と、三年間馬を飼うことで疲弊する者もいたので、

国内での売買が認められることになった。その際、売却相手から「買請申駒之事」と題

表1 駒1疋の買上価格

馬齢	品位	銀(匁)
三歳	上馬	460
	中馬	430
	下馬	380
二歳	上駒	360
	中駒	340
	下駒	320

【典拠】「秘府定規秘編」文庫9 諸省56。(註) 買上価格は、三歳馬は文化10年(1813)、二歳馬は文化11年に示された。

する証文を取り付て代官所へ提出する必要がある。この仕法は、その後、実態に合わせて少しずつ改定された。

②は小牧取立について記す。赤村では文化十二年に雷鳴り台翌十三年に八窪の二ヶ所に「小牧」(牧場)が設置された。「竹二而行馬を結び」つまり竹矢来で囲み、木戸口を設け、「無用之者不可入」と立札を建てた。幕末期編さんの「注進案」によると、町敷は雷鳴り台が一町二反、八窪が一町で、見分固屋は一軒ずつ、正岸寺原に会所と馬固屋それぞれ一軒が置かれた。

馬敷は袋馬六八疋、二才駒七疋だった。「馬乗馬場」が一ヶ所あり、長サ六〇間・横四間で、「御留駒差込」つまり七疋の二才駒は馬固屋におかれ、馬場で「差込」が行われた。④によれば、「差込」とは馬を騎乗馴致させることを意味していると思われる。

小牧の設置で馬産の規模を拡大すべく銀二〇貫目で袋馬四五疋を買い入れる方針が立てられたが、結果約一六貫目で六〇疋を得た。購入先は九州筑後と地下の百姓所持の「宜敷馬」を取り合わせて買った。また文化十一年と文政元年に奥州馬二疋ずつ江戸で購入して国元へ運ばせた。

次の簡条は、繁殖の方法である「駄屋子仕立」と「小牧立」の違いが記されている。

一 小牧之義者、奥州会津ニ此仕法有之由、袋馬早朝右圍之内江放直、暮時分宿元江牽帰り申候、駄屋子仕立与申者、種馬預り之世話人方江諸方袋馬連行キ、盛り不盛りに不拘種添仕候、小牧立与申於趣意ニハ、袋馬自然与盛り出シ候節、双方自然之胤添ニ付、陰陽合駄故、出生之子も気方宜与申伝有之候事

駄屋というのは中国地方の方言で「厩」をさす。種馬を預かった世話人の駄屋で袋馬に種付をした。一方の小牧では自然と交配が行われ、そこで誕生する馬は「気方宜」と気性が穏やかだという。

③には、御国駒取立で種馬が預けられた村が示されている。

一 吉田才判 入見村 河原村
 一 美祢郡同 赤村 嘉方村 江原村
 一 奥阿武郡同 紫福村
 一 当嶋同 黒川村
 一 先大津同 河原村

但、先大津郡之分者、当時不相調候事

この付立によると、五宰判八ヶ村へ種馬の貸渡を計画したが、先大津河原村については詳細不明ながら準備が整わなかったようだ。前節でみた奥阿武郡宰判の高佐村は種馬の貸渡対象から

外れているが、時期的なことを考慮すると継続して種馬貸渡があつてもおかしくないと思われる。対象に入っていない理由を知りたいところである。

各村に予定された種馬の数は、表2のとおりである。このうち嘉万の一疋は「薩州馬阿部権吉方差出候分」で、入見の一疋は、薩州馬青毛で小郡宰判嘉川村百姓信平の持馬であつた。信平は馬好きで種馬として提供したいと申し出た。入見村の袋馬の数が多かつたため、信平の種馬提供は藩には好都合だつたようだ。この馬は、吉田宰判百姓河村左吉に飼料の支給なしで預けられ、「種添時分入見村江貸渡仕候様」と未年は「自力飼」、申年より「種添中御馬同様飼料被立下候事」と種付の期間は飼料の支給があつた。

表2 種馬の貸渡先と数

宰判	村	種馬数
吉田	入見 (於福の内)	2疋
	河原	1疋
美祿郡	赤	5疋
	嘉万	2疋
	江原	1疋
奥阿武郡	紫福	2疋
当島	黒川	1疋
先大津	河原	—

【典拠】「私府定規統編」文庫9 諸省56。紫福村は当島宰判内の村であり、阿武郡内の村でもある。そのため生じた誤りであろう。

藩は、赤村での小牧設置や種馬貸付先、貸付数を拡大し、馬産に力を入れていった。文化十四年には、嘉万村から「自力小牧」設置の願書が出され、こちらにも小牧が置かれた。しかし文政二年(一八一九)五月には、次のように嘉万の小牧を「御手悩」(＝藩書)にしてほしいと願書を提出した(35)。

申上候事

美祿郡嘉万村河原上ニおゐて小牧自力取立之儀、去々丑之春私共一同御願申上被差免、毎年胤御馬御貸下ケ被仰付、種添心遣仕、去今年御用馬も出生仕候、然ル所自力牧ニ而者袋馬預ケ方其外万事不ベリ之儀茂有之、永久之種無覚束奉考候ニ付、是迄買入之袋馬差上可申候間、何とそ赤村小牧同様御手悩ニ被仰付被遣候様奉願候、袋馬其外左之通差出可申候事

自力小牧では「万事不ベリ」のこともあつて「永久之種無覚束」としている。このとき、嘉万の小牧には袋馬三〇疋のほか、二才駒一疋・二才袋馬一疋・今才駒五疋・同女馬五疋がいた。合計四二疋を献上するので「御手悩」にするよう願つた。自力小牧の運営には難しい面があつたようだ(36)。

「注進案」で各村の記載を確認すると、駄屋牧あるいは小牧が項目として上げられているのは、吉田宰判の於福・河原、美

祢郡宰判の赤・嘉万の四ヶ村だけである。御国駒取立が始まってそう時間は経過していないはずだが、当初の予定とは狂いが生じたのかもしれない。

(3) 生産馬の売却

⑤によると、種馬や藩の買上馬で不用となった馬は、萩で売却し、買い手がつかない場合は赤村へ送って世話人たちに任せ、代銀も下に任せでよいとしたとしていた。買い上げ馬については、小荷駄として売却してもよいとした。

「未ノ年」(文政六年(一八一三))から「三田尻住宅林他人取計」で「都野郡下松百姓浅海長兵衛与申者、兼而馬相好、身代も相応之者二付、彼者江申次被仰付、岩国・広島辺方者花岡・三田尻迄江者、春秋之比者馬注文をも申越伝をも有之候付、御国駒為売広メ長兵衛江取捌被仰付、御不用駒彼者方江御牽せ被成、追々売払、尤代銀者御定を以取捌被仰付候、右ハ御不用駒二者不限、上馬ニ而も望之者江者御売払被仰付との事」と、下松の長兵衛を介して不用馬のみならず上馬でも売却していった。浅海長兵衛の販路は、萩藩領だけでなく岩国や広島方面にも広がりがあった。

藩は、赤村を中心に藩内での馬産が軌道に乗ってきたこと

を踏まえて、積極的に「御国駒為売広」を追求して収益をあげようとしていたのであろう。

生産馬の売却やそれによる収益等については、関連史料を確認できていない。

おわりに

萩藩が行った馬産について、若干の検討を行ってみた。

萩藩が行った馬産は、地下へ「御馬」を預託し、地下の袋馬との支配により駒を得るというものである。生産馬のうち、一定の評価を受けた馬は、藩の「御馬」として買い取られた。

藩は、文化年間以降、馬産を積極的に推進し、その結果、領内で馬産が盛んになっていった。特に赤村における二ヶ所の小牧(牧場)設置は、馬産に貢献したと思われる。

藩が種馬を貸渡した村で生産された馬のうち、「御馬」として藩が買い上げる馬以外は、家臣のほか希望する者に売却された。その一部は領外で売却された。それによって藩が得た収益や販売ルート等については、関連の文書・記録を追求する必要がある。それらについては、他日を期したい。

註

- (1) 石川敦彦『萩藩戸籍制度と戸口統計』(二〇〇六年、私家版)。
- (2) 『毛利氏家中武具定付立(大坂陣武具定の事)』(『山口県史 史料編 近世2』二〇〇五年、三) 萩藩近世前期主要法制史料集 81) など。
- (3) 田中誠二『萩藩財政史の研究』(二〇〇三年、塙書房) において、正保三年仕組として詳しく分析されている。
- (4) 毛利家文庫55旧記3「大記録 二十二」(『山口県史 史料編 近世2』別冊 大記録 二十二 23・24など)。以下、毛利家文庫については、文庫・分類と省略して請求番号を記す。
- (5) 同右、別冊「大記録 二十二」25。
- (6) 文庫・遠用物近世前期556「馬買検使村岡正兵衛起請文」(明暦四年(一六五八)四月二六日)。
- (7) 文庫15文武40「講武秘策 十五」(『山口県史 史料編 幕末維新2』に抄録)。
- (8) 同右「講武秘策 二十」。
- (9) 社団法人帝国競馬協会編、一九二八年。
- (10) 『秋芳町地方文化研究』第23号(一九八二年)。
- (11) 山口県の旧郡にかかる「郡誌」は、大正期に郡役所単位で編さんが行われた。現在、阿武・大津・厚狭・都濃の四郡が刊本として確認できる。
- (12) 文庫40法令135「諸御書付」(千八冊 十二)。
- (13) 当時、郡奉行の名目がなく、裏判役の渡辺が実質郡奉行の役割を果たしていた。
- (14) 文庫・遠用物近世後期167(181の95)「覚(向津具村にて種馬御預かりの先例につき届書)」。
- (15) 同右167(181の90)「申上候事 井上村入江五郎兵衛儀、御馬御預かりの事」。
- (16) 同右167(181の92)「三宅忠藏・高杉又兵衛連書状」。
- (17) 同右167(181の11)「馬本宗兵衛書状」。
- (18) 同右167(181の12)「馬本宗兵衛書状」。
- (19) 同右167(181の17)「馬本宗兵衛書状」。
- (20) 同右167(181の119)「覚(駒の母差出の事につき)」。
- (21) 人の身長は踵から頭の上までを計測するが、馬の場合は地面から首の付け根にある警甲(きこう)と呼ばれる骨の部分までの高さで計測する。提示した史料の八疋のなかでは、五寸が最も体高がある。端数を除き単純計算すると一メートル三三センチとなる。ただし今日われわれがよく目にする、競走馬であるサラブレッドは一メートル六〇センチ程度で在来種の方がひと回り小さい。
- (22) 文庫9 諸省169「寅之春美禰郡嘉方村自力小牧買増袋馬毛付」には、次のように記載されている。
一粟毛五才袋馬毛疋 但、丈ケ四尺四寸

- (23) 文庫・遠用物近世後期 107 (函の 130) 「寛入江・久保方へ種馬御下しにつき沙汰廉書」。
- (24) 文庫 31 小々控 14 (20 の 16) 「明和八年諸事小々控二〇八」。
- (25) 宰判本控 91 「美祢郡宰判本控」卯 (文化四年 九月廿六日付 「当職手元役高杉小左衛門書状」に「前略 其上奥州方被召抱候御殿之者、前廉先大津江茂被差出候故、致僉儀見候所、胤馬ハ素生計ニテ足など不宜分ニテ相濟候由 (後略) 」とある。この「御殿之者」は文蔵のことであろう。奥州出身であることが知られる。
- (26) 文庫・遠用物近世後期 257 「寛 (品直り之願書)」。
- (27) 文庫 38 御意控 10 (22 の 20) 「御意口上控 廿 安永元年九月ヨリ同年十二月マデ」。
- (28) 文庫 31 小々控 20 (37 の 30) 「文政十年 諸事小々控 四百三十二」 「無給通御雇乗形馬医兼帯宅野善平合病死候付、倅尚衛事直様御雇被召仕候事」。
- (29) 山崎一郎 「秋藩における張付師・表具師について」 『山口県文書館研究紀要』第 42 号、二〇一五年) は、職人技術を持って仕えた家臣 (家業人、業家) のなかには、本来給祿帳に名前が登載されるべき人材であるが、身分的に難しい者については、「御雇」として業務を遂行させ、その際、根帳には名前を登載せず勤仕した事例を紹介している。宅野半七らは馬医あるいは乗形として馬に關する抜群の技量がありながら、家臣の中では目の目をみなかっ
- たと考えられる。
- (30) 註 (27) 「御意口上控 廿」に「毛付」と題する付立があり、御馬 (藩主の馬) の名前とそれを預かった馬乗衆の名前が記されている。そのなかに「先大津駒」と肩書のある馬が二匹いた。これは時期から考えて文蔵や宅野が携わった駒取立の成果であろう。馬乗衆は、預かった馬を乗馬に仕立てるため必要な調教等を行なったと思われる。
- (31) 県庁伝来旧藩記録 宰判本控 40 三田尻宰判本控。
- (32) 県庁伝来旧藩記録 宰判本控 116 「奥阿武宰判本控」。
- (33) 文庫 9 諸省 56 「秘府定規 同繕編」。該史料は、続編にある。
- (34) 文庫 40 法令 138 (28 の 20) 「諸御書付 廿二」の「目録」四十一「同年 文化十生 美祢郡其外種馬被差下候駒子御買上仕法并売買べり方等之事」とする法令と同文である。この目録が記す「美祢郡其外」という文言は重要で、「赤村」以外の村々でも馬産を推進したいとする藩の意図が汲み取れる。
- (35) 遠用物近世後期 200 「申上候事 小牧取立駒召上に付き」。
- (36) 当館蔵「椿家文書」9 「御願申上候事」は、奥阿武郡宰判徳佐村が種馬の貸渡と自力小牧設置、牛馬市興行の許可を求めて天保二年 (一八三二) 提出した願書である。その中に赤村のほか同宰判吉部村が種馬の貸渡によって繁昌していることが記され、徳佐村でも小牧を設立し馬産を行なおうとしたことがわかる。